

令和6年度(2024年度) 第1回 熊本市建築審査会 会議録(要旨)				
開催日時		令和6年(2024年)5月31日(金) 午後2時00分～		
開催場所		Spring熊本花畑町 7階会議室		
出席者	委員	田中会長 中嶋委員 古賀委員 吉川委員 池上委員 野口委員 折田委員		
	事務局	林田首席審議員兼建築指導課長(幹事)、古賀副課長(幹事)、原野審議員兼建築審査室長(幹事) 木原技術主幹兼主査(書記)、宮坂主査(書記)、高濱技術参事、甲斐技師、塚本技師(文責)		
	その他			
審議事項	審議1	「熊本市建築物の敷地と道路との関係の許可基準(建築基準法第43条第2項第二号の規定に基づく許可)」の改正及び 改正に伴う許可の一括同意について		
	公開・ 非公開	☒ 公開	傍聴人数	1 名
		☐ 非公開 理由:		
	議決事項	審議1 案件に同意する (出席者全員)		
	主な意見	【許可基準の改正について】 ①法第43条第2項第一号に「利用者が少数である」とあるが、改正後の国土交通省令で定める用途・規模の基準では、面積が500㎡以内、用途が病院・学校・百貨店など、とある。用途や500㎡の上限はあるが、住宅と比べて利用者が少数であると判断できるのか。 ②今回改正する基準はあくまで審査基準であるので、国の基準が変わったからといって必ず変える必要性はないが、国交省令改定に伴い、合わせて市の許可基準を改定するのであれば、国の基準の考え方やどうして変わったのかを確認し、明らかにしたうえで説明する必要がある。 ③「少数である」の考え方は、国土交通省令に定めたものを少数として考えるのか。 ④建築審査会は、建築専門家だけの委員会ではないので、いろいろな分野の委員が考え方や主旨を聞いて判断できるよう、背景となる考え方も説明した方がよい。 ⑤改正後の判定要領における防火規定は追加しているのか。詳細な記載に改めるとはどうか。 ⑥許可基準の内容を変えることに同意するといえば、自動的に一括同意の対象になるということによろしいか。		
	同意内容	熊本市建築物の敷地と道路との関係の許可基準(建築基準法第43条第2項第二号の規定に基づく許可)」の改正について異議なし、同意する。		
報告事項	報告1	熊本市建築物の敷地と道路との関係の許可基準手続き要領の規定に基づく一括同意による許可の報告 (建築基準法第43条第2項第二号の規定に基づく許可) ※非公開(建築審査会条例第7条ただし書きによる)		
備考		【審議1に関する補足事項(事務局から国土交通省へ確認した事項)】 ・建築基準法施行規則第10条の3第3項改正により、建築物の基準が「200㎡以内の一戸建て住宅」であったものが、「法別表第1(い)欄に掲げる用途以外の用途で、延べ面積が500㎡以内」に拡大されているが、建築基準法第43条第2項第一号における「利用者が少数であるもの」と言えるかどうかについて、国土交通省に確認した。 →国土交通省からの回答:全国の特定行政庁における、従来からの建築基準法第43条第2項第二号に基づく特例許可に係る包括同意基準を調査し、その実態を踏まえて検討した結果及び実態上からも「法別表第1(い)欄に掲げる用途以外の用途」であり、「延べ面積が500㎡以内」であれば、「利用者が少数である」と考えられるものとして、当該基準の拡大を行ったものである。		